

一般競争入札案内書

町有財産（土地及び建物）の売払いに係る一般競争入札に参加される方は、この案内書をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込み下さい。

1 入札物件

住 所 南幌町稲穂3丁目1番1号
土 地 所 在：南幌町稲穂3丁目1312番7および1312番17のうち一部
地 目：雑種地
面 積：4,510㎡のうち約1,941㎡
建 物 構 造：木造
種 類：集会所
延床面積：298.11㎡
建 築 年：昭和56年

2 最低入札価格

金1,222,000円

3 売買にあたっての条件

- (1) 売買契約締結の日から5年間は、町の承諾を得ないで当該物件を第三者に譲渡することはできません。
- (2) 所有権移転登記時に5年間の買戻特約を設定いたします。ただし、ローン等の理由で申出があった場合は特約解除することができます。

4 入札参加資格

個人、法人を問わず、またお住まいの場所や事業所の所在地に関わらず、指定された期限までに売買代金を支払うことができる方。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加することはできません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない方、又は破産者で復権を得ない方
- (2) 次のいずれかに該当したため、入札参加資格制限を受け、その制限期間を満了しない方（その方を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する方についても同様とする。）
 - ① 本町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

- ④ 本町が実施する地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて本町との契約を履行しなかったとき。
- ⑥ 上記①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する方
- (4) 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者
- (5) 町税等に未納がある者
- (6) 町内に固定資産を所有する方で不適切な管理などが見受けられる方
- (7) 使用目的が周辺の住宅や農地などの環境に悪影響を及ぼす恐れがある場合

5 入札参加資格の申込

この入札に参加するためには、事前に申込が必要となります。

- (1) 申込期間 令和8年8月3日（月）から令和8年8月20日（木）
9時から17時
※土曜日・日曜日及び祝日は受付を行いません。
- (2) 受付場所 空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
南幌町役場 総務課財務係
- (3) 申込に必要な書類
 - ・一般競争入札参加申込書
 - ・添付書類各1部（各証明書は発行後3ヶ月以内のものを添付して下さい）
 - ア 個人の場合…住民票、誓約書、印鑑登録証明書、納税証明書（未納税額のない証明）
 - イ 法人の場合…商業又は法人登記簿謄本（登記事項証明書）、誓約書、印鑑証明書、納税証明書（未納税額のない証明）
- (4) 申込方法
受付期間中に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参下さい。
※郵送、電話、ファックス、メールによる受付はいたしません。
※書類に不備等がある場合には受付を行いません。
※申込期間以外の受付は行いません。
※一般競争入札参加申込書受付証を交付します。
- (5) 申込後に交付する書類
 - ① 一般競争入札参加決定通知書
 - ② 入札保証金納入通知書
 - ③ 委任状（本町所定様式、代理人により入札する場合のみ）
 - ④ 入札心得書

- ⑤ 入札保証金返還請求書
- ⑥ 売買契約書（案）
- ⑦ 入札書

（６） 申込にあたっての留意事項

- ① 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 共有名義での売買契約及び所有権移転登記を希望する場合は、共有予定者全員が入札参加申込書及び添付書類を提出して下さい。また、申込受付以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申込の受付を取り消し、以後の入札には参加できません。

6 現地確認

次のとおり物件の公開を行います。希望者は事前に電話連絡をお願いします。

現地確認は入札参加の条件にはしておりませんが、できる限り確認をお願いします。売買契約締結後、所有権移転の日から７日以内に現状有姿のまま物件を引き渡しいたします。なお、現地での物件の引き渡しは行いません。

- （１） 日 時 令和８年７月３１日（金）９時から１６時までの間
- （２） 集合場所 現地

6 入札保証金

入札参加者は、入札保証金納入通知書により入札執行までに入札書に記入する金額の１００分の５以上の入札保証金を納入して下さい。

7 入札及び開札

- （１） 入札日時 令和８年８月２８日（金）１０時
- （２） 入札場所 南幌町役場 ３階会議室
- （３） 受付時間 ９時３０分から９時５０分まで
- （４） 注意事項 入札開始時間に遅れますと入札に参加できませんのでご注意ください。
郵送等による入札はできません。必ず、本人又は代理人が入札して下さい。

8 入札日に持参するもの

- （１） 一般競争入札参加決定通知書
- （２） 委任状
- （３） 入札保証金の領収証（原本）
- （４） 入札保証金返還請求書

9 入札

- (1) 入札参加者は、入札日の受付時に交付する入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函して下さい。
- (2) 代理人により入札をする場合は、委任状を受付時に提出して下さい。
- (3) 入札の金額は、物件の価格の総額を記入して下さい。
- (4) 入札者（代理人含む）は、入札箱に投函した入札書の書き換え、引き換え及び撤回することはできません。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とします。

- (1) 入札資格がない方のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の開始日時までに提出しなかった入札
- (3) 入札保証金を納付しない方又は入札保証金が所定の額に達しない方がした入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした時は、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札した時は、その双方の入札
- (7) 同一入札について他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札した時はその全部の入札
- (8) 入札金額又は入札者の氏名その他部分が識別し難い入札
- (9) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (10) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

11 落札

- (1) 落札者は、最低入札価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した方とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

12 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認める時又は災害、その他やむを得ない理由がある時は入札を中止又は入札期日を延期することがあります。

13 入札保証金の返還等

- (1) 落札者以外の方が納入した入札保証金は、開札後、入札保証金返還請求書に記入されている口座への振込みにより還付することとし、現金での還付はいたしません。なお、振込み手続きには数日の期間を要しますのでご了承下さい。
- (2) 入札保証金には利息を付しません。

- (3) 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当いたします。

1 4 契約の締結等

- (1) 売買契約の締結は、分筆測量業務を行い不動産登記の完了後7日以内までに行います。
- (2) 売買契約は一般競争入札参加申込書に記載された名義で行います。
- (3) 落札者が、正当な理由なく指定する期日までに契約を締結しない時は、落札の効力を失い、既納の入札保証金は、本町に帰属し返還いたしません。

1 5 契約保証金

- (1) 売買契約締結時に納入通知書により落札金額の100分の10以上の額を役場出納室で納入していただきます。
- (2) 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に売買代金に充当します。

1 6 売買代金

- (1) 売買契約締結後、30日以内に本町が発行する納入通知書により納入して下さい。
- (2) 売買代金は分割での納入はできません。

1 7 契約の解除等

- (1) 売買契約の締結前に入札条件等に違反が判明した場合は、契約の締結を行わず、契約締結以降に入札条件等に違反が判明した場合は、その契約を解除することがあります。
- (2) 指定された期日までに売買代金の納入がなされない場合は、その契約を解除することがあります。

1 8 所有権の移転等

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金全額の納入があった時に買受人に移転し、所有権移転の日から7日以内に当該物件を引き渡します。なお、物件は現状有姿のまま引き渡すものとします。
- (2) 所有権移転登記は、所有権の移転がなされた後、一般競争入札参加申込書に記載された名義で町が行います。

1 9 契約等に要する経費

売買契約書に貼る収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

また、落札者の決定後に分筆測量業務を行います。発注は南幌町にて行いますが、費用は南幌町と買受人による折半での負担となります。

(参考)

1 印紙税 (契約締結時)

契約金額 (売買代金)	印紙税額
1 0 0 万円以上 5 0 0 万円以下	1, 0 0 0 円
5 0 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下	5, 0 0 0 円

2 登録免許税 (所有権移転登記時)

土 地	固定資産税評価額 × 2 . 0 %
建 物	